

令和8年6月2日開会

令和8年第2回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和8年第2回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第5号 令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について……………	4
報告第6号 令和7年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について……………	11
報告第7号 専決処分の承認を求めることについて「下妻市市税条例の一部改正について」……………	13
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて「下妻市国民健康保険税条例の一部改正について」……………	58
議案第30号 下妻市火入れに関する条例の一部改正について……………	66
議案第31号 財産の取得について……………	69
議案第32号 令和8年度下妻市一般会計補正予算（第2号）について……………	72
議案第33号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	89
議案第34号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	91
議案第35号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	93
議案第36号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	95
議案第37号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	97
議案第38号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	99
議案第39号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	101
議案第40号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	103
議案第41号 下妻市農業委員会委員の任命について……………	105

議案第42号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	107
議案第43号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	109
議案第44号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	111
議案第45号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	113
議案第46号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	115
議案第47号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	117
議案第48号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	119
議案第49号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	121
議案第50号	下妻市農業委員会委員の任命について……………	123

報告第5号

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

報告理由

令和7年第4回定例会及び令和8年第1回定例会において繰越明許費の議決があった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円		
2. 総務費	1. 総務管理費	公用車購入	6,100,000	3,099,480				3,099,480	
	3. 戸籍住民基本台帳費	コンビニ証明発行システム改修委託	1,078,000	1,078,000		1,078,000			
		戸籍附票システム改修委託	1,848,000	1,848,000		1,848,000			

事業名	節	11. 役務費	12. 委託料	17. 備品購入費	計
		円	円	円	円
公用車購入		87,680		3,011,800	3,099,480
コンビニ証明発行システム改修委託			1,078,000		1,078,000
戸籍附票システム改修委託			1,848,000		1,848,000

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
3. 民生費	2. 児童福祉費	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業	円 752,000	円 752,000	円	円 752,000	円	円	円

事業名	節	11. 役務費	19. 扶助費	計
低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業		円 2,000	円 750,000	円 752,000

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
6. 農業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	円 17,946,000	円 17,946,000	円 17,946,000	円	円	円	円

事業名	節	18. 負担金補助 及び交付金	計
		円	円
担い手確保・経営強化支援事業		17,946,000	17,946,000

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路改修工事(市道8136号線)	8,000,000	5,944,000					5,944,000
		道路整備事業(南部環状線)	119,500,000	119,500,000		52,500,000	63,600,000		3,400,000
		雨水調整池整備事業	96,700,000	93,850,000			93,800,000		50,000
	4. 都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	4,797,000	4,796,400			4,100,000		696,400

事業名	12. 委託料	14. 工事請負費	18. 負担金補助 及び交付金	計
節	円	円	円	円
道路改修工事(市道8136号線)		5,944,000		5,944,000
道路整備事業(南部環状線)	4,000,000	115,500,000		119,500,000
雨水調整池整備事業	2,000,000	91,850,000		93,850,000
江連都市下水路事業費負担金			4,796,400	4,796,400

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9. 消防費	1. 消防費	消防団詰所新築工事	19,430,000	19,430,000			18,300,000		1,130,000
		茨城県防災情報ネットワークシステム更新事業	12,083,000	12,083,000			12,000,000		83,000

事業名	節	11. 役務費	12. 委託料	14. 工事請負費	18. 負担金補助 及び交付金	計
		円	円	円	円	円
消防団詰所新築工事		50,000	300,000	19,080,000		19,430,000
茨城県防災情報ネットワークシステム更新事業					12,083,000	12,083,000

令和7年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10. 教育費	2. 小学校費	小学校理科室空調設備設置事業(騰波ノ江小学校・総上小学校・豊加美小学校・高道祖小学校・大形小学校)	44,000,000	44,000,000		5,436,000	38,200,000		364,000
	5. 社会教育費	千代川公民館排煙窓改修事業	9,600,000	9,600,000					9,600,000

事業名	12. 委託料	14. 工事請負費	計
節	円	円	円
小学校理科室空調設備設置事業(騰波ノ江小学校・総上小学校・豊加美小学校・高道祖小学校・大形小学校)	9,000,000	35,000,000	44,000,000
千代川公民館排煙窓改修事業	600,000	9,000,000	9,600,000

令和8年5月1日

下妻市長 須藤 豊次

報告第6号

令和7年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

報告理由

令和7年度下妻市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を令和8年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。

令和7年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	污水管布設工事(高道祖第1・高道祖第2)	69,000,000	25,120,000	43,880,000	13,748,000		22,000,000	8,132,000			本工事に支障となる配水管の移設工事の完了に遅れが生じたことから、本工事の着手時期が遅れたため
		鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金(令和7年度分)	32,393,000	9,665,000	22,728,000			22,600,000	128,000			関係機関等との調整に不測の日数を要したため
		小貝川東部流域下水道建設事業負担金(令和7年度分)	173,000	75,000	98,000				98,000			関係機関等との調整に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金(令和6年度分)	5,056,000	3,453,000	1,603,000			1,500,000	103,000			関係機関等との調整に不測の日数を要したため

令和8年5月1日

下妻市長 須藤豊次

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下妻市市税条例の一部改正について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

報告理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、早急に下妻市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

下妻市長 菊池 博

下妻市市税条例の一部を改正する条例（別記）

下妻市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分する。

令和8年3月31日

下妻市長

下妻市条例第9号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成17年下妻市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条第1項中「、第81条の6第1項」を削り、同項第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条の見出し、同条、第83条の見出し、同条及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出しから第90条の見出しまで並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項前段中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、付則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第7条の3の2第1項」を削る。

付則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、

同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

付則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた

者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納

税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて
定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等
(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出に
ついては、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務
者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土
地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」と
する。

付則第15条の2から第15条の6までを削る。

付則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規
定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」
を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令
和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、
「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及
び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号
指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削
り、同条第4項を削る。

付則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、
「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削
る。

付則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号
中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第
1項」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、付
則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に
改める。

付則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び
第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第
1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の下妻市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(下妻市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 下妻市市税条例の一部を改正する条例（平成26年下妻市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によ</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によ</p>

現 行	改 正
<p>て納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>) _____ に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略 (軽自動車税の納税義務者等)</p>	<p>て納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(<u>次項及び _____第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略 (軽自動車税の納税義務者等)</p>

現 行	改 正
<p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は</u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項</u></p>	<p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>

現 行	改 正
<p><u>に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(種別割____の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(種別割____の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月20日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割____の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割____に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において、「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<u>第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月20日から同月31日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において、「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<u>第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者</p>

現 行	改 正
<p>又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(種別割 _____ に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 略</p> <p>(種別割 _____ の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 _____ を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割 _____ の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 _____ による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 _____ による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(軽自動車税 _____ に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 略</p> <p>(軽自動車税 _____ の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税 _____ を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税 _____ の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>

現 行	改 正
<p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」とい</p>	<p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」とい</p>

現 行	改 正
<p>う。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割____の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り</p>	<p>う。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り</p>

現 行	改 正
<p>付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>付 則</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額</u></p>	<p>付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>付 則</p>

現 行	改 正
<p>(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が 平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には _____、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより</p>

現 行	改 正
<p>控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則</p>	<p>控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則</p>

現 行	改 正
<p>第7条の3第1項、<u>付則第7条の3の2第1項</u>及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割</p>	<p>第7条の3第1項_____及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法<u>附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法<u>附則第15条第20項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法<u>附則第15条第21項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法<u>附則第15条第21項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第21項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割</p>

現 行	改 正
<p>合は、2分の1とする。</p> <p>10 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法<u>附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法<u>附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>15 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>合は、2分の1とする。</p> <p>10 法<u>附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法<u>附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法<u>附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法<u>附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>15 法<u>附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法<u>附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法<u>附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

現 行	改 正
<p><u>定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>27・28 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に</p>	<p>18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>24・25 略</p> <p>26 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に</p>

現 行	改 正
<p>掲げる事項を記載した申告書に令<u>附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u></p>	<p>掲げる事項を記載した申告書に令<u>附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u></p>

現 行	改 正
<p>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現 行	改 正
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>13・14 略</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <p style="text-align: right;">旨</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>13・14 略</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨</p>

現 行	改 正
<p>を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の4第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1</p>	<p>を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の3第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1</p>

現 行	改 正
<p>号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者</u>(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者</u>(<u>第4号</u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人</u></p>

現 行	改 正
<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p>	<p><u>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)^{又は}法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)^{の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)}に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)^{により}国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p>	

現 行	改 正									
<p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="215 1246 1093 1390"> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1246 506 1294">第1号</td> <td data-bbox="506 1246 797 1294"><u>100分の1</u></td> <td data-bbox="797 1246 1093 1294"><u>100分の0.5</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1294 506 1342">第2号</td> <td data-bbox="506 1294 797 1342"><u>100分の2</u></td> <td data-bbox="797 1294 1093 1342"><u>100分の1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1342 506 1390">第3号</td> <td data-bbox="506 1342 797 1390"><u>100分の3</u></td> <td data-bbox="797 1342 1093 1390"><u>100分の2</u></td> </tr> </tbody> </table>	第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>	第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>	
第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>								
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>								
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>								

現 行	改 正
<p><u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、<u>当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税<u>の種別割</u>の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> _____ 車両番号の指定(次項<u>から第4項まで</u>において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u> の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項<u>及び次項</u>に</p>	<p>(軽自動車税 _____ の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u> 車両番号の指定(次項<u>及び第3項</u> _____ において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 _____ に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日まで</u> の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u> _____ に規定するガソリン軽自動車(以下この項 _____ に</p>

現 行	改 正
<p>において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があ</p>	<p>において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があ</p>

現 行	改 正
<p>ることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の</p>	<p>ることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の</p>

現 行	改 正
<p>額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u></p> <p>__中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u></p> <p>__中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

現 行	改 正
<p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>の<u>規定</u>の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する</p>

現 行	改 正
<p>譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>

現 行	改 正
<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>の規定の</p>

現 行	改 正
<p>適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項<u>及び付則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

現 行	改 正
<p>(3)～(5) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第</p>

現 行	改 正
<p>7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項</p>	<p>7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項</p>

現 行	改 正
<p>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>

【付則第4条関係】

下妻市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正		
<p>付 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る下妻市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="239 655 1095 699"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>付 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る下妻市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 655 2027 699"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下妻市国民健康保険税条例の一部改正について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

報告理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、早急に下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

下妻市長 菊 池 博

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別記）

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分する。

令和8年3月31日

下妻市長

下妻市条例第10号

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険税条例（昭和41年下妻市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の下妻市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下妻市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>

現 行	改 正
<p>の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の</p>	<p>の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額</u>及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の</p>

現 行	改 正
<p>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、<u>被保険者均等割額</u> 及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則<u>第24条の30の5</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(<u>第1項、第2項又は前項</u>)に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額</p>	<p>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額<u>並びに被保険者均等割額</u>及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則<u>第24条の30の6</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(<u>前3項</u>)に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額</p>

現 行	改 正
を減額して得た額とする。	を減額して得た額とする。

議案第30号

下妻市火入れに関する条例の一部改正について

下妻市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

提案理由

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正により、新たに林野火災に関する注意報が創設されたことに伴い、同注意報発令時における火入れの制限に関する規定を設けるとともに、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市火入れに関する条例の一部を改正する条例

下妻市火入れに関する条例（昭和59年下妻市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(火入れの中止等)」に改め、同条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。

第14条に次の1項を加える。

4 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

様式第1号中「㊟」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

下妻市火入れに関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p><u>(火入れの中止)</u></p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報</u> _____が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき</u> _____には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下妻市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (印)</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「下妻市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> </div>	<p><u>(火入れの中止等)</u></p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 <u>火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。</u></p> <p>3 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>4 <u>火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。</u></p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下妻市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「下妻市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> </div>

議案第31号

財産の取得について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年下妻市条例第5号）第3条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

記

- 1 取得する財産 LED照明器具 6,061台
- 2 取得の方法 所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後、無償譲渡を受けることによる。
- 3 賃貸借期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- 4 取得日 令和19年4月1日
- 5 契約金額 金177,540,000円
- 6 契約の方法 一般競争入札による契約
- 7 契約の相手方 大和リース・熊倉電気共同企業体
共同企業体の代表者
水戸市笠原町1571番地の3
大和リース株式会社水戸支店
支店長 粕谷昌浩

提案理由

既存の公共施設24施設に設置するLEDランプ6,061台について、10年間の賃貸借契約を締結し、当該契約期間の満了後に当該財産を取得することから、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和 8 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	72
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	76
歳入	78
歳出	80
補正予算給与費明細書	86
補正予算地方債調書	88

議案第32号

令和8年度下妻市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度下妻市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,977,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月2日 提出

下妻市長 須藤豊次

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		3,164,173	102,983	3,267,156
	1. 国庫負担金	2,549,581	17,261	2,566,842
	2. 国庫補助金	600,938	85,722	686,660
15. 県支出金		1,591,184	75,663	1,666,847
	2. 県補助金	582,699	75,663	658,362
18. 繰入金		2,271,315	△74,075	2,197,240
	2. 基金繰入金	2,270,044	△74,075	2,195,969
19. 繰越金		308,979	90,350	399,329
	1. 繰越金	308,979	90,350	399,329
21. 市債		218,900	86,500	305,400
	1. 市債	218,900	86,500	305,400
歳入合計		20,696,256	281,421	20,977,677

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,666,198	12,000	3,678,198
	1. 総務管理費	3,009,920	12,000	3,021,920
3. 民生費		7,368,492	34,681	7,403,173
	1. 社会福祉費	3,918,061	132	3,918,193
	2. 児童福祉費	2,637,030	5,660	2,642,690
	3. 生活保護費	805,961	28,889	834,850
4. 衛生費		1,462,396	300	1,462,696
	1. 保健衛生費	374,535	300	374,835
5. 労働費		36,673	7,690	44,363
	1. 労働諸費	36,673	7,690	44,363
6. 農業費		876,532	76,861	953,393
	1. 農業費	876,532	76,861	953,393
7. 商工費		536,110	960	537,070
	1. 商工費	536,110	960	537,070
8. 土木費		1,471,798	124,450	1,596,248
	1. 土木管理費	100,635	1,090	101,725
	2. 道路橋梁費	326,078	98,910	424,988
	3. 河川費	31,872	20,600	52,472
	4. 都市計画費	983,763	3,850	987,613
10. 教育費		2,300,206	24,479	2,324,685
	1. 教育総務費	400,657	840	401,497
	3. 中学校費	179,641	390	180,031
	5. 社会教育費	536,895	17,249	554,144
	6. 保健体育費	647,980	6,000	653,980
歳出合計		20,696,256	281,421	20,977,677

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9.消防費	1.消防費	消防ポンプ自動車購入	23,687

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
排 水 路 改 修 事 業	15,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融機 関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 舗 装 維 持 修 繕 事 業	29,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府その 他の金融 機関の資 金について は、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もしくは 繰上償還 又は低利 に借り換え ることがで きる。	100,800	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,419,591		6,419,591	30.6
2. 地 方 譲 与 税	256,506		256,506	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	10,741		10,741	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	48,353		48,353	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,408		60,408	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	137,500		137,500	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,237,507		1,237,507	5.9
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	730		730	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	83,000		83,000	0.4
10. 地 方 交 付 税	2,850,000		2,850,000	13.6
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,592		2,592	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	46,604		46,604	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	100,808		100,808	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,164,173	102,983	3,267,156	15.6
15. 県 支 出 金	1,591,184	75,663	1,666,847	7.9
16. 財 産 収 入	39,891		39,891	0.2
17. 寄 附 金	1,530,001		1,530,001	7.3
18. 繰 入 金	2,271,315	△74,075	2,197,240	10.5
19. 繰 越 金	308,979	90,350	399,329	1.9
20. 諸 収 入	317,473		317,473	1.5
21. 市 債	218,900	86,500	305,400	1.5
歳 入 合 計	20,696,256	281,421	20,977,677	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	193,344		193,344	0.9
2. 総務費	3,666,198	12,000	3,678,198	17.5
3. 民生費	7,368,492	34,681	7,403,173	35.3
4. 衛生費	1,462,396	300	1,462,696	7.0
5. 労働費	36,673	7,690	44,363	0.2
6. 農業費	876,532	76,861	953,393	4.6
7. 商工費	536,110	960	537,070	2.6
8. 土木費	1,471,798	124,450	1,596,248	7.6
9. 消防費	900,580		900,580	4.3
10. 教育費	2,300,206	24,479	2,324,685	11.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,853,922		1,853,922	8.8
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,696,256	281,421	20,977,677	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源		その他	
国県支出金	地方債		
			12,000
26,908			7,773
			300
			7,690
75,663			1,198
76,075		△76,075	960
	86,500	2,000	35,950
			24,479
178,646	86,500	△74,075	90,350

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,547,781	17,261	2,565,042
計	2,549,581	17,261	2,566,842

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	451,230	76,075	527,305
2. 民生費国庫補助金	107,276	9,647	116,923
計	600,938	85,722	686,660

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

4. 農業費県補助金	210,370	75,663	286,033
計	582,699	75,663	658,362

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

4. ふるさと下妻基金繰入金	782,000	△74,075	707,925
計	2,270,044	△74,075	2,195,969

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	308,979	90,350	399,329
--------	---------	--------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 生活保護費負担金	17,261	生活扶助費等負担金（追加給付分）

1. 総務管理費補助金	76,075	地域未来交付金（地域未来推進型）
2. 児童福祉費補助金	3,773	母子家庭等対策総合支援事業費補助金増
3. 生活保護費補助金	5,874	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（追加給付分）

1. 農業費補助金	75,663	地域農業構造転換支援事業補助金
-----------	--------	-----------------

1. ふるさと下妻基金繰入金	△74,075	ふるさと下妻基金繰入金減
----------------	---------	--------------

1. 前年度繰越金	90,350	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
3. 土木債	51,400	86,500	137,900
計	218,900	86,500	305,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 道路橋梁債	71,100	道路舗装維持修繕事業債増
3. 河川債	15,400	排水路改修事業債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 財産管理費	200,845	10,000	210,845			
11. 諸費	1,185	2,000	3,185			
計	3,009,920	12,000	3,021,920			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

4. 障害福祉費	1,343,287	132	1,343,419			
計	3,918,061	132	3,918,193			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,464,633	5,660	2,470,293	3,773		
計	2,637,030	5,660	2,642,690	3,773		

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	124,022	5,874	129,896	5,874		
------------	---------	-------	---------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
10,000	12. 委託料	10,000	01 財産管理経費 12 委託料 文化施設改修予備調査委託料	10,000 10,000
2,000	12. 委託料	2,000	01 その他諸費 12 委託料 弁護士増	2,000 2,000
12,000				

132	12. 委託料	132	02 障害者自立支援給付事業費 12 委託料 総合福祉システム改修委託料	132 132
132				

1,887	18. 負担金補助及び交付金	5,660	04 ひとり親家庭支援事業費 18 負担金補助及び交付金 地域こどもの生活支援強化事業補助金	5,660 5,660
1,887				

	1. 報酬	1,961	03 生活保護費追加給付経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬 1人分 3 職員手当等 時間外勤務手当 会計年度任用職員期末手当	5,874 1,961 2,160 1,250 494
	3. 職員手当等	2,160		
	4. 共済費	513		

総務管理費・社会福祉費・児童福祉費・生活保護費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 扶助費	681,939	23,015	704,954	17,261		
計	805,961	28,889	834,850	23,135		

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

4. 保健対策推進費	72,782	300	73,082			
計	374,535	300	374,835			

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

2. 働く婦人の家管理費	15,248	7,690	22,938			
--------------	--------	-------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
	8. 旅費	100	会計年度任用職員勤勉手当	416
			4 共済費	513
	10. 需用費	500	社会保険料	294
			雇用保険料	47
	11. 役務費	200	共済組合負担金(短期)	172
			8 旅費	100
	12. 委託料	440	会計年度任用職員費用弁償(通勤費)	
			10 需用費	500
			消耗品費	300
			印刷製本費	200
			11 役務費	200
			郵便料	100
			手数料	100
			12 委託料	440
			生活保護システム改修委託料	
5,754	19. 扶助費	23,015	01 生活保護扶助費	23,015
			19 扶助費	23,015
			生活扶助費(追加給付)	
5,754				

300	18. 負担金補助及び交付金	300	01 保健対策推進事務経費	300
			18 負担金補助及び交付金	300
			がん患者ウィッグ、乳房補整具等購入費	
			助成金	
300				

7,690	2. 給料	3,650	02 職員人件費	7,690
			2 給料	3,650

生活保護費・保健衛生費・労働諸費

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	36,673	7,690	44,363			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	3. 職員手当等	2,870	給料
	4. 共済費	1,170	3 職員手当等
			地域手当
			通勤手当
			期末手当
			勤勉手当
			退職手当負担金
			4 共済費
			職員共済組合負担金
7,690			

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	195,663	76,861	272,524	75,663		
計	876,532	76,861	953,393	75,663		

1,198	18. 負担金補助及び交付金	75,663	02 農業団体等育成支援経費	75,663
			18 負担金補助及び交付金	75,663
			地域農業構造転換支援事業補助金	
1,198	21. 補償、補填及び賠償金	1,198	06 ビアスパークしもつま管理経費	1,198
			21 補償、補填及び賠償金	1,198
			営業費用補償金	
1,198				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	75,286	960	76,246			
3. 観光費	200,187	0	200,187	76,075		△76,075
計	536,110	960	537,070	76,075		△76,075

960	3. 職員手当等	960	01 職員人件費	960
			3 職員手当等	960
			児童手当増	
960				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 土木総務費	100,635	1,090	101,725			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	130,712	82,000	212,712		71,100	
3. 道路新設改良費	127,716	16,910	144,626			
計	326,078	98,910	424,988		71,100	

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

2. 用排水路費	14,887	20,600	35,487		15,400	
計	31,872	20,600	52,472		15,400	

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	700,393	1,500	701,893			
------------	---------	-------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
1,090	3. 職員手当等	1,090	01 職員人件費 3 職員手当等 扶養手当増	1,090 1,090

10,900	12. 委託料	3,000	02 道路維持経費 12 委託料	82,000 3,000
	14. 工事請負費	79,000	つくば下妻工業団地調整池浚渫計画業務 委託料 14 工事請負費 路面再生工事増	79,000
16,910	12. 委託料	14,410	02 道路新設改良経費 12 委託料	16,910 14,410
	14. 工事請負費	2,500	測量及び設計積算委託料増 14 工事請負費 道路改良及び舗装等工事増	2,500
27,810				

5,200	14. 工事請負費	20,600	01 用排水路管理経費 14 工事請負費 排水路工事増	20,600 20,600
5,200				

1,500	3. 職員手当等	1,500	01 職員人件費 3 職員手当等 扶養手当	1,500 1,500 700増
-------	----------	-------	-----------------------------	------------------------

土木管理費・道路橋梁費・河川費・都市計画費

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 都市公園費	220,443	2,000	222,443			2,000
5. Waiwai ドーム しもつま 管理費	37,858	350	38,208			
計	983,763	3,850	987,613			2,000

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	244,907	840	245,747			
計	400,657	840	401,497			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	156,321	390	156,711			
計	179,641	390	180,031			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

3. ふるさと 博物館費	41,524	9,840	51,364			
-----------------	--------	-------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			児童手当 800増
	12. 委託料	2,000	04 砂沼広域公園維持管理経費 2,000 12 委託料 2,000 砂沼桜再生土壌改良等委託料
350	3. 職員手当等	350	01 職員人件費 350 3 職員手当等 350 管理職手当
1,850			

840	3. 職員手当等	840	02 職員人件費 840 3 職員手当等 840 児童手当増
840			

390	7. 報償費	390	01 学校管理運営経費 390 7 報償費 390 学校医退職慰労金
390			

9,840	2. 給料	4,950	01 職員人件費 9,840 2 給料 4,950
-------	-------	-------	-------------------------------------

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 図書館費	142,637	7,409	150,046			
計	536,895	17,249	554,144			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

6. 学校給食費	389,889	6,000	395,889			
計	647,980	6,000	653,980			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	3. 職員手当等	3,490	給料増 3 職員手当等 3,490
	4. 共済費	1,400	地域手当 230 増 通勤手当 80 増 管理職手当 350 期末手当 1,170 増 勤勉手当 1,000 増 退職手当負担金 660 4 共済費 1,400 職員共済組合負担金増
7,409	12. 委託料	28	03 図書館維持管理経費 7,409 12 委託料 28
	14. 工事請負費	7,381	廃棄物処理運搬委託料 14 工事請負費 7,381 磁気ゲート設置工事
17,249			

6,000	12. 委託料	6,000	01 学校給食経費 6,000 12 委託料 6,000 給食施設整備方法等検討業務委託料
6,000			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補正後	(244) 298	531,844	1,238,626	968,947
補正前	(243) 298	529,883	1,230,026	959,447
比 較	(1) 0	1,961	8,600	9,500

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当
	補正後	45,880	173	36,566	52,762	65,617
	補正前	45,180	173	34,776	52,372	64,367
	比 較	700	0	1,790	390	1,250

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
2,739,417	553,109	3,292,526	189,610
2,719,356	550,026	3,269,382	188,450
20,061	3,083	23,144	1,160

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
399,998	335,814	19,852	48	10,749	1,488
397,174	333,398	19,722	48	10,749	1,488
2,824	2,416	130	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 298		1,238,626	783,394	2,022,020	421,308	2,443,328	189,610
補 正 前	(5) 298		1,230,026	774,804	2,004,830	418,738	2,423,568	188,450
比 較	(0) 0		8,600	8,590	17,190	2,570	19,760	1,160

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	45,880	173	36,566	52,762	65,617	299,245	251,014	19,852	48	10,749	1,488
	補 正 前	45,180	173	34,776	52,372	64,367	296,915	249,014	19,722	48	10,749	1,488
	比 較	700	0	1,790	390	1,250	2,330	2,000	130	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(239)	531,844		185,553	717,397	131,801	849,198	
補 正 前	(238)	529,883		184,643	714,526	131,288	845,814	
比 較	(1)	1,961		910	2,871	513	3,384	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後						100,753	84,800				
	補 正 前						100,259	84,384				
	比 較						494	416				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	8,600	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	8,600	
職 員 手 当	9,500	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	9,500	

(2) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,116,299	15,808,349	(230,000) 532,800	1,043,491	15,297,658
(1) 総 務	721,626	803,448		34,788	768,660
(2) 庁 舎	4,203,065	4,127,828		136,821	3,991,007
(3) 民 生	9,000	58,600			58,600
(4) 農 業	637,782	649,388	13,500	60,147	602,741
(5) 土 木	4,176,089	4,021,445	(161,500) 299,400	378,402	3,942,443
(6) 消 防	871,440	831,701	(30,300) 30,300	54,420	807,581
(7) 教 育	5,497,297	5,315,939	(38,200) 189,600	378,913	5,126,626
2. 災 害 復 旧 事 業	31,275	11,038		11,038	0
3. そ の 他	6,443,062	5,757,527	2,600	654,986	5,105,141
(1) 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 債	6,212	2,715	2,600	823	4,492
(2) 上 水 道 事 業 出 資 債	3,637	2,065		945	1,120
(3) 減 税 補 て ん 債	7,687	1,348		1,348	0
(4) 減 収 補 て ん 債	45,991	43,116		2,875	40,241
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	6,379,535	5,708,283		648,995	5,059,288
合 計	22,590,636	21,576,914	535,400	1,709,515	20,402,799

※「当該年度起債見込額」の内()は、令和7年度繰越事業分に伴う起債見込額である。

議案第 33 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 塚 田 敬 之

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、塚田敬之氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 34 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 中 山 悟

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、中山悟氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 35 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 若 本 忠 彦

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、若本忠彦氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 36 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 塚 田 好 克

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、塚田好克氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 37 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 吉 川 利 幸

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、吉川利幸氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 38 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 平 間 忍

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、平間忍氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 39 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 石 島 和 美

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることに伴い、石島和美氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第40号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 柳 久美子

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、柳久美子氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第41号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

記

住 所

氏 名 飯村春夫

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、飯村春夫氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第42号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

記

住 所

氏 名 飯島晴彦

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、飯島晴彦氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第43号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 羽 賀 茂

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、羽賀茂氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第 4 4 号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 飯塚 登志男

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和 8 年 7 月 1 9 日をもって満了となることに伴い、飯塚登志男氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第45号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 稲川 齋美子

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、稲川齋美子氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第46号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

記

住所

氏名 齋藤孝夫

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、齋藤孝夫氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第47号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤豊次

記

住 所

氏 名 鶴見清忠

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、鶴見清忠氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第48号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 草 間 進

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、草間進氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第49号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 笠 島 修

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、笠島修氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第50号

下妻市農業委員会委員の任命について

下記の者を下妻市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

下妻市長 須藤 豊次

記

住 所

氏 名 高 橋 克 己

提案理由

現下妻市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、高橋克己氏を同委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)